

# 【保存版】 介護休業時の手続き 簡単図解まとめ



## 雇用保険の手続き

### 介護休業給付金

家族を介護するために休業した場合に、一定の要件を満たすと支給される給付金です。介護休業は、93日を限度に3回まで分割取得が可能です。

<b>対象者</b>	以下の要件を満たす、介護休業を取得した雇用保険の被保険者 <ul style="list-style-type: none"> <li>休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（または就業した時間数が80時間以上）の完全月が12か月以上ある（緩和措置あり）</li> </ul>		
<b>支給額</b>	休業開始時賃金日額×支給日数×67% ※ 休業開始時賃金月額には上限額の定めあり	<b>提出先</b>	事業所の所在地を管轄するハローワーク ※ 電子申請可能
<b>作成する書類</b>	雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書、介護休業給付金支給申請書		
<b>添付書類</b>	雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の記載内容が確認できる書類（賃金台帳や出勤簿など）</li> </ul>	<b>提出期限</b>	<b>証明書のみ提出する場合：</b> 初回の支給申請を行う日まで <b>初回の支給申請も同時に行う場合：</b> 介護休業終了日の翌日（休業期間が3か月以上の場合は休業開始日から3か月を経過する日の翌日）から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで ※ 2回目以降も申請が必要
	介護休業給付金支給申請書の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業を開始・終了した日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類</li> <li>介護休業期間を対象に支払われた賃金の額と支払状況を証明できるもの</li> <li>介護対象家族の氏名、続柄、生年月日、性別などが確認できる書類</li> <li>被保険者が事業主に提出した介護休業申出書</li> </ul>		

手  
順

- 1 従業員から介護休業取得の申出を受けたら「介護休業申出書」を提出してもらう
- 2 必要書類を作成し、申請期限に合わせてハローワークに提出する

ポ  
イ  
ン  
ト

- 介護休業給付金の対象となる家族は、2週間以上にわたり常時介護を必要とする従業員の配偶者、父母、祖父母、子、配偶者の父母、兄弟、姉妹、孫です。
- 介護休業開始時点で、介護休業終了後に離職が予定されている場合には支給の対象になりません。
- 有期雇用契約社員の場合、介護休業開始予定日から93日経過後、6か月を経過する日までに労働契約の期間が満了することが明らかなき場合は支給対象外です。
- 支給額は休業期間中の給与支払いの有無によって変わります。

参考 厚生労働省「[介護休業給付の内容及び支給申請手続について](#)」, (参照日 2024.6.9)

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で  
お伝えしています

クリックでページに移動できます

無料 資料をダウンロードする >

社会保険 労働保険 の

手続きガイド

社労士が  
解説!

妊娠出産 育児 介護 編



Money Forward クラウド

Money Forward クラウド